

倉吉市空き家活用事業実施要綱

平成21年7月1日
倉吉市告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市における空き家の有効活用及び定住促進による集落の活性化を図るため、倉吉市空き家活用事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない市内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含み、売却又は賃貸を目的として建築されたものを除く。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住希望者 市内に定住を希望する者で定住しようとする集落の活動の担い手となる意思のあるものをいう。
- (4) 集落代表者 集落の代表者で当該集落に定住希望者を受け入れようとするものをいう。
- (5) 空き家バンク 所有者等からの空き家の売却又は賃貸に関する情報（以下「空き家情報」という。）を取得し、定住希望者に対して提供する事業をいう。
- (6) 定住希望者受け入れ事業 空き家のある集落の住民が定住希望者を受け入れるために当該定住希望者と交流する事業をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家の売買又は賃貸借を妨げるものではない。

2 この要綱は、定住希望者受け入れ事業以外の集落の活動を妨げるものではない。

(空き家情報の登録)

第4条 空き家情報を空き家バンクに登録しようとする所有者等は、空き家情報登録申請書（様式第1号）に空き家情報登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請の内容が適切であると認めるときは、当該申請に係る空き家情報の登録を行うものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、空き家情報登録済通知書（様式第3号）により当該登録を受けた空き家情報に係る空き家の所有者等（以下「登録空き家所有者等」という。）に通知するものとする。

4 市長は、第2項の登録をしたときは、当該登録に係る空き家情報を宅地建物取引業者で構成される団体に提供するものとする。

5 宅地建物取引業者で構成される団体は、前項の規定により、空き家情報の提供を受けたときは、登録空き家所有者等と媒介契約を希望する宅地建物取引業者（以下「契約締結候補業者」という。）を市長に報告するものとする。

6 市長は、前項の規定による報告があったときは、登録空き家所有者等に契約締結候補業者のうち

から1業者と媒介契約を締結するよう依頼するものとする。

7 契約締結候補業者は、前項の規定により媒介契約を締結したときは、市長にその旨を報告するものとする。

(空き家情報に係る登録事項の変更)

第5条 登録空き家所有者等は、当該登録を受けた空き家情報の内容に変更があったときは、空き家情報登録事項変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(空き家情報の登録の抹消)

第6条 空き家情報の登録を抹消しようとする登録空き家所有者等は、空き家情報登録抹消申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家情報の登録を抹消するとともに、空き家情報登録抹消済通知書(様式第6号)を当該登録空き家所有者等に通知するものとする。

(1) 空き家に関する所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利に異動があった場合

(2) その他市長が空き家情報の登録を適当でないと認めた場合

(空き家情報の利用者の登録)

第7条 空き家情報を利用しようとする定住希望者は、空き家情報利用申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る定住希望者の登録を行うものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、空き家情報利用者登録済通知書(様式第8号)により当該登録を受けた定住希望者(以下「空き家情報利用者」という。)に通知するものとする。

(空き家情報利用者に係る登録事項の変更)

第8条 空き家情報利用者は、当該登録を受けた空き家情報利用者の内容に変更があったときは、空き家情報利用者登録事項変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(空き家情報利用者の登録の抹消)

第9条 空き家情報の利用が不要になった空き家情報利用者は、空き家情報利用者登録抹消申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったとき又は市長が空き家情報利用者の登録を適当でないと認めたときは、当該空き家情報利用者の登録を抹消するとともに、空き家情報利用者登録抹消済通知書(様式第11号)を当該空き家情報利用者へ送付するものとする。

(定住希望者受け入れ集落の登録)

第10条 集落代表者は、定住希望者受け入れ集落登録申請書(様式第12号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る集落の登録を行うものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、定住希望者受け入れ集落登録済通知書(様式第13号)により当該登録を受けた集落代表者(以下「登録集落代表者」という。)に通知するものとする。

(情報の提供等)

第11条 市長は、空き家バンクに関する情報を市のホームページ等において公表するとともに、必要に応じて、登録空き家所有者等、空き家情報利用者及び登録集落代表者に提供するものとする。

(定住希望者受け入れ事業の実施)

第12条 登録集落代表者は、定住希望者受け入れ事業を行い、集落の住民と空き家情報利用者との交流を図り、円滑な定住促進に努めるものとする。

(空き家情報利用者の義務)

第13条 空き家情報利用者は、空き家バンクにより空き家の購入又は賃借をしようとするときは、当該空き家のある集落において行われる定住希望者受け入れ事業に参加し、空き家のある集落の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、空き家に定住し、集落の住民と協調して生活し、集落の活動の担い手となるよう努めなければならない。

(登録空き家所有者等と空き家情報利用者との交渉等)

第14条 登録空き家所有者等と空き家情報利用者との空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結は、当該空き家に係る媒介契約を締結した業者（以下「媒介契約業者」という。）が仲介して行うものとする。

2 登録空き家所有者等と空き家情報利用者との空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び締結については当該両者間で行う。ただし、必要に応じて宅地建物取引業者で構成される団体に契約締結候補業者を選定するよう、再度依頼するものとする。

3 市長は、登録空き家所有者等と空き家情報利用者との空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結については、直接これに関与しない。

(契約締結の報告)

第15条 登録空き家所有者等は、空き家情報利用者と契約の締結を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(財政的支援)

第16条 市長は、空き家情報利用者の定住を促進するため、空き家の購入に要する経費の一部を補助することができる。

2 市長は、空き家情報利用者の定住促進による集落の活性化を図るため、定住希望者受け入れ事業に要する経費の一部を補助することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の倉吉市空き家活用事業実施要綱第4条第7項、第7条第2項又は第10条第2項の規定により台帳に登録されている情報は、それぞれ改正後の倉吉市空き家活用事業実施要綱第4条第2項、第7条第2項又は第10条第2項の規定により登録を行ったものとみなす。